

厚岸町議会 第1回定例会

平成25年3月18日
午後3時30分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、室崎議員、1番、佐藤議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 3月15日午後3時05分より、第3回議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。
町側からの追加議案、議案第46号 損害賠償の額を定めることについて、議案第47号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算、以上3件の取り扱いについて審議いたしました。
3議案いずれも本会議において新年度予算表決の後、引き続き審議することに決定いたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で、報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） ここで、会議時間の延長を行います。
本日の会議時間は、午後6時ころまでをめぐりとして、あらかじめ会議時間の延長を行います。
平成25年度各会計予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後3時32分休憩

午後6時24分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の再延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第1号 平成25年度厚岸町一般会計予算から議案第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計予算まで、以上10件を再び一括議題といたします。

本10件の審査については、平成25年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番。

●佐藤委員長 平成25年度各会計予算審査特別委員会に付託をされました、議案第1号 平成25年度厚岸町一般会計予算など、10件の審査につきましては、13日から本日までの4日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（音喜多議員） 初めに、議案第1号 平成25年度厚岸町一般会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成25年度厚岸町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(音喜多議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長(音喜多議員) 日程第4、議案第46号 損害賠償の額を定めることについてを議

題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） ただいま上程いただきました議案第46号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由についてご説明申し上げます。

自動車事故による損害を、次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について、ご説明申し上げます。

1、相手方は、厚岸郡厚岸町門静1丁目87番地、杉田文子氏であります。

2、事故の概要は、平成25年2月19日、午後1時30分ころ、厚岸町港町1丁目110番地先、厚岸カトリック幼稚園玄関前の町道において、厚岸町教育委員会職員が職務上、町有車両である図書館バスを運転し、同幼稚園に書類を配付するため停車してあった幼稚園送迎バスの後方に図書館バスを停車させていた。書類の配付を終え、図書館バスに戻ったところ、図書館バスの後方に相手方車両が停車していたが、図書館バスを前進させるための幼稚園送迎バスの車間距離がなかったことから一旦バックしたところ、誤って相手方車両に衝突し、同車両のバンパー等を破損した物損事故であります。なお、町の過失割合は100%であります。

3、損害賠償額は、金25万7,607円であります。

内訳についてであります。物損で車両の修理費22万8,207円、車両修理期間中の相手方車両借り上げ料が2万9,400円でございます。

安全運転の模範となるべき立場の職員が不注意からこのような事故を起こし、大変申しわけなく思っておりますし、深く反省しているところでございます。

今後は、職員に対して交通事故の再発防止に向けた指導を徹底して行ってまいります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第47号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第47号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成22年度税制改正において、年少扶養控除が廃止され、同時に16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止され、所得税につきましては平成23年分からの適用、市町村民税につきましては、平成24年度分からの適用とされたところです。

保育料は、所得税や市町村民税の税額により階層を定めておりますが、この改正に伴いその保育料に影響が生じることとなります。

この控除廃止に伴う保育料への影響ができるだけ出ないように調整されたい旨の通知が国からあり、町では平成24年度の保育料についても同様の取り扱いをするため、平成24年第2回町議会定例会において、平成24年3月31日に専決処分をもって、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたことについて、先決処分事項の報告を行ったところであります。

このたびの改正は、昨年の専決処分が平成23年度の所得税の額の変動が平成24年度の保育料に影響が出ることに加わるものであることに対し、所得税が課税されない世帯の平成24年度の町村民税の額の変動が平成25年度の保育料に影響が出ることによるものであります。

お手元に配付の厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

別表の備考第1項の前段では、市町村民税における均等割の額と所得割の額について規定しておりますが、前段で説明した内容について、保護者の負担増とならないよう規定の整備を行うものであります。

このたびの所要の改正を行わなかった場合には、平成25年度の保育料に変動が生じる人数は全入所見込み児童数167人中13人の児童に影響し、影響金額は年額で約49万5,000円の負担増となる見込みでございます。

なお、このたび追加議案として上程することとなりましたのは、今月3月11日に釧路総合振興局から出された事務連絡、平成25年度保育所運営費国庫負担金交付要綱案について、その内容を同振興局に確認したところ、市町村民税の額の変動による保育料の影響については、平成23年7月15日、雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取り扱いにより、既に技術的助言としてなされているというものであります。

町では、例年、保育所徴収金の改正に当たっては、国からの保育所運営費国庫負担金

交付要綱が示されるのを待って、改正の検討をしていたところで、今回の市町村民税にかかる部分の改正についても、この要綱が示されるのを待っていたところですが、説明資料の2ページ、右側でございますとおり所得税が課税されない世帯の保育料について、国の徴収金基準額表は第2階層、第3階層において、市町村民税の課税の有無だけをもって算定し、市町村民税の所得割の額から保育料への影響が出ないこととなっていることに対し、町の徴収金額表はB階層で市町村民税非課税世帯、C1階層で均等割の額のみ、C2、C3階層で所得割の額が9,600円未満以上とする階層がありますが、町の徴収金額表については、平成23年7月に国から示された控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取り扱いについてをもって改正することが可能なことが判明したところであり、取り急ぎ保育所条例の一部改正を行うこととなったものであります。

議案書の2ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今までこのA、B、C、Dか、これを今度はこの第1階層から第8階層にするということなのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 説明資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページの左側が厚岸町立保育所条例の別表でございまして、今、ご説明申し上げたのは、この左側階層区分のBとC1、2、3までを説明したのですが、今回のこの改正をしないとD階層に突入する方が出るという方には、所得税が扶養控除減額しておりますし、町民税もしておりますので、その分の減額をあったものとして計算するために、この改正をしないと、例えばC3階層にいる方が、もしするとこのD1、所得税課税階層に行きかねないと、こういったこと。所得税においても、この金額と均等割の額が書いているものですから、例えばC1階層であった者が、もしするとこの控除の影響によってC3階層に保育料が増額すると、こういったことの影響を防ぐ措置でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 要するに、この国の基準ってありますよね、こちらに行くのではなくて、この別表、保育所条例の別表第5条関係、保育所徴収金額表でいくと、これからも、そういうふうに理解していいですか。それでない、この大幅な保育料の引き上げになるという危険性があるのではないのでしょうか。

それともう1回、へき地保育所の保育料はどうなっているか、これに連動すると思う

のですけれども。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず1点目の今回の改正については、右側の国の基準額というのちょっと参考までにごらんいただきたいという意味でございまして、あくまでも左側の町の基準を変更せず、これを措置するものでございます。

2点目のへき地保育所保育料については、町民税の額に影響するものでございませんで、今回の措置は行わないところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今までのへき地保育所の保育料は、このBあたりを、それともC1あたりを適用しているのかどうか、これのどれかがへき地保育所の保育料であるという、保育料も私しばらく一生懸命やらなかったせいもあって忘れてしまったのですけれども。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この表の左側の表でありますけれども、C1階層の3歳以上児の場合、1万1,590円となっております、厚岸町立保育所条例第7条に月額1万1,590円とすると、この金額でもって定めているということでございます。へき地保育所はです。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第48号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第48号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、年度末までの執行上、追加の財政需要が発生したことによるものであります。

議案書の1ページであります。

平成24年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）。

平成24年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,885万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,989万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、歳出では3款3項にわたってそれぞれ2,885万8,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

11款1項1目1節地方交付税、2,760万1,000円の増。普通交付税855万4,000円の増。国の平成24年度第1号補正予算により、本年度の交付決定額による調整額として減じられていた分を3月7日に追加交付の決定がされたことによる計上であります。

特別交付税1,904万7,000円の増、調整財源としての計上で、補正後額は3億1,904万7,000円となるものであります。

なお、特別交付税の本年度交付額は未決定であります。前年度交付額が5億3,000万円を超える額であり、十分に交付が期待できる額の範囲内での計上であります。

16款道支出金、2項道補助金、7目消防費道補助金、1節消防費補助金、100万円の増。地域づくり総合交付金災害対策につきまして、歳出消防費の海拔表示整備事業への交付決定分の計上であります。

21款諸収入、6項3目1節雑入、25万7,000円の増、自動車損害共済金、情報館につきまして歳出、教育費の損害賠償額全額への給付決定分の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページ、歳出であります。

7款土木費、2款道路橋梁費、3目除雪対策費、2,860万円の増。節、説明欄記載のとおり除雪委託料であります。3月分としておおむね2回から3回の降雪出動に備えた計上であります。

8款1項消防費、2目災害対策費、説明欄記載のとおり財源内訳補正であります。

9款教育費、5項社会教育費、6目情報館運営費、25万8,000円の増、議案第46号損害賠償の額を定めることについての交通事故損害賠償金の計上であります。

なお、賠償金額は25万7,607円であり、全額に共済金が給付されますが、予算計上は円未満切り上げとなることから、1,000円の一般財源を計上していることを申し添えます。

以上で、議案第48号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 歳出、除雪対策でお聞きします。

総じて本年の除雪、いろいろと補正予算や新年度予算でも議論があったのですが、ただ私がことしの除雪体制というか、それを見て思ったのですが、排雪関係なので、町道の排雪、道路側の部分をずっとやっていく、歩道に乗っかっている部分というものをいつまでもやらないがために、次から降ったものというものもどんどん除雪する人は上に上げざるを得なくなってしまう、そういったときに道路側と歩道とのところに壁ができてしまって、高くなってしまふ。

もう大分、低くはなりましたけれども、やはりそのような状態というのはやはりちょっと危ないのではないのかなというふうにも思う。そういった中でも特に中心市街地というか、商店街、湖南地区であれば松葉町通でしょうし、また湖北側であれば真栄の大通でしょうけれども、そのくらいでもせめて、せっかく歩道の整備というものも事業でもやったわけなので、両方とも。そういうものも合わせてやはり歩道側の除雪というものもやるというようなことを体制としては考えていただきたいなど、ほかのところはいいですが、少なくとも町の顔となるこれらの大きな道路については、少なくともここだけはやはり張りついている商店というものもあるわけなので、そういう配慮というものをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

中心市街地というか、街中の幹線において排雪のことをございますけれども、今、委員が言ったように当然、排雪については十分、早急にやればよいのですが、優先順位を決めながら、降雪状況も考えながら交差点等、危険なところからやらせていただきながら、歩道のほうが多少遅れたということが事実でございました。

今後におきましても、そういったご提案があったことを踏まえながら除雪体制を確立していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、厚生文教常任委員会行政視察報告書を議題といたします。

厚生文教常任委員会が、閉会中に実施した行政視察の報告書が今般、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 以上で、本定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。
これにて、平成25年度厚岸町議会第1回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後6時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年3月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員